◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

入札説明書

| 箇所 | 変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表） | 変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表） |
|---|---|---|
| P5 | **（１０）事業スケジュール**<br>※万代町団地第一期工事は平成２６年１２月までに入居を開始するものとする。 | **（１０）事業スケジュール**<br>※万代町団地第一期工事は平成２６年１２月末までに入居を開始するものとし、他の団地については、平成 28 年 3 月末までに移転による入居を完了するものとする。 |
| P8 | **（１）応募者の構成等**<br>④　参加表明書には、ＳＰＣへの出資を行わない企業等（以下「協力企業」という。）を明記すること。 | **（１）応募者の構成等**<br>④　参加表明書には、ＳＰＣへの出資を行わない企業等（以下「協力企業」という。）も明記すること。 |
| P10 | **（２）応募者の参加資格要件②ア**<br>(ｳ)　一棟の延べ面積が 3,000 ㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号の建築をいう。以下同じ）の設計業務の元請として、平成 9 年度以降に完成し、引渡しが完了した工事に係る実施設計業務の実績を有する者であること。 | **（２）応募者の参加資格要件②ア**<br>(ｳ)　一棟の延べ面積が 3,000 ㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号の建築をいう。以下同じ）の設計業務の元請として、平成 9 年度以降に完成し、引渡しが完了した工事に係る実施設計業務の実績を有する者であること。ただし、設計共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合に限る。なお、複数の企業等で設計業務を実施する場合は、設計業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。 |
| P11 | **（２）応募者の参加資格要件②オ**<br>(ｳ)　一棟の延べ面積が 3,000 ㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の建築の工事監理業務の元請として、平成 9 年度以降に完成し、引渡しが完了した工事に係る工事監理業務 | **（２）応募者の参加資格要件②オ**<br>(ｳ)　一棟の延べ面積が 3,000 ㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の建築の工事監理業務の元請として、平成 9 年度以降に完成し、引渡しが完了した工事に係る工事監理業務 |

◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

| 箇所 | 変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表） | 変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表） |
|---|---|---|
| | の実績を有すること。 | の実績を有すること。ただし、工事監理共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合に限る。なお、複数の企業等で工事監理業務を実施する場合は、工事監理業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。 |
| P11 | **（２）応募者の参加資格要件②キ**<br>県営住宅維持管理業務を実施する者は、(ｱ)から(ｳ)までの事項の全てに該当すること。<br>(ｱ)　100 戸以上の耐火構造又は準耐火構造の共同住宅の維持管理業務の実績を有する者であること。なお、複数企業で行う場合は、全てのものが当該要件を満たしていること。<br>(ｲ)　3 年以上の賃貸住宅の管理を行っていること。なお、複数企業で行う場合は、全てのものが当該要件を満たしていること。<br>(ｳ)　複数の企業等で県営住宅維持管理業務を実施する場合は、全ての者が(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たしていること | **（２）応募者の参加資格要件②キ**<br>県営住宅維持管理業務を実施する者は、(ｱ)から(ｳ)までの事項の全てに該当すること。<br>(ｱ)　100 戸以上の耐火構造又は準耐火構造の共同住宅の維持管理業務の実績を有する者であること。なお、複数企業で行う場合は、主たる者が当該要件を満たしていること。<br>(ｲ)　3 年以上の賃貸住宅の管理を行っていること。なお、複数企業で行う場合は、主たる者が当該要件を満たしていること。<br>(ｳ)　複数の企業等で県営住宅維持管理業務を実施する場合は、主たる者が(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たしていることとし、その他の者は(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの要件を満たしていること。また、主たる者が県営住宅維持管理業務の総括を行うこと。 |
| P15 | **（５）応募手続**<br>⑦　入札書類等の受付<br>ア　入札価格<br>入札価格は、別添資料④「事業契約書（案）別紙 27　本件事業に係る対価、変更算定方法及び支払スケジュール」をよく読んで計算すること。（消費税、地方消費税を含む。）入札価格が県が設定した予定価格を超えている場合は失格となり、当該応募者に通知する。 | **（５）応募手続**<br>⑦　入札書類等の受付<br>ア　入札価格<br>入札価格は、別添資料④「事業契約書（案）別紙 27　本件事業に係る対価、変更算定方法及び支払スケジュール」をよく読んで計算すること。（消費税、地方消費税を含む。）入札価格が県が設定した予定価格を超えている場合は失格となり、当該応募者に通知する。 |

◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

| 箇所 | 変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表） | 変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表） |
| --- | --- | --- |
| | なお、県営住宅整備のうち一括払いの対象となる交付金相当額は、県営住宅整備費と県営住宅整備費に関する消費税及び地方消費税相当額の合計額の４５％とする。<br>また、県営住宅維持管理業務費については、提案する維持管理業務期間に関わらず、新たに整備する全ての県営住宅について 20 年分を入札価格に計上すること。 | なお、県営住宅整備のうち一括払いの対象となる交付金相当額は、施設整備費相当額の４５％とする。<br>また、県営住宅維持管理業務費については、新たに整備する全ての県営住宅について、提案する維持管理業務期間に対応した金額を入札価格に計上すること。 |
| P20 | **（７）入札保証金及び契約保証金**<br>②　契約保証金<br>ア　事業者は、施設整備期間中、県に対して、別添資料④「事業契約書（案）別紙 27　本件事業に係る対価、変更算定方法及び支払スケジュール」記載のサービス対価のうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の１００分の３０以上の契約保証金を納付しなければならない。<br><br>ウ　ア及びイの規定にかかわらず、県は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除をすることができる。<br>(ｱ)　事業者が、県営住宅整備等事業に関して、県を被保険者とし、施設整備期間を保険期間とする、別添資料④「事業契約書（案）別紙 27　本件事業に係る対価、変更算定方法及び支払スケジュール」記載のサービス対価のうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の１００ | **（７）入札保証金及び契約保証金**<br>②　契約保証金<br>ア　事業者は、施設整備期間中、県に対して、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。<br><br>ウ　ア及びイの規定にかかわらず、県は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除をすることができる。<br>(ｱ)　事業者が、県営住宅整備等事業に関して、県を被保険者とし、施設整備期間を保険期間とする、契約金額の１００分の１０に相当する金額以上に当たる額の履行保証保険契約を締結し、その保証証券を県に提出した場合 |

◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

| 箇所 | 変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表） | 変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表） |
|---|---|---|
| | 分の３０に相当する金額以上に当たる額の履行保証保険契約を締結し、その保証証券を県に提出した場合 | |
| P24 | **（４）入札価格と契約金額**<br>②契約金額<br>　原則、入札価格とする。ただし、県営住宅維持管理業務費については、新たに整備する県営住宅の維持管理業務期間が提案により 20 年超となる場合には、提案する維持管理業務期間に相当する金額に基づくものとする。 | **（４）入札価格と契約金額**<br>②契約金額<br>入札価格とする。 |
| P27 | **（２）作成要領**<br>②　提案書の提出方法<br>ア　提案書<br>(ｱ)　様式番号順に並べ、Ａ４縦長左綴じにより提出する。Ａ３版は折り込みにより、Ａ４縦長に合わせることとする。(設計図書除く。)<br>(ｲ)　提案書において求めている添付書類は、当該提案書の次項に綴じることとする。 | **（２）作成要領**<br>②　提案書の提出方法<br>ア　提案書<br>(ｱ)　様式番号順に並べ、Ａ４縦長左綴じにより提出する。Ａ３版は折り込みにより、Ａ４縦長に合わせることとする。(設計図書除く。)<br>(ｲ)　提案書において求めている添付書類は、当該提案書の次項に綴じることとする。<br>(ｳ)　提案書は適宜彩色しても構わない。 |
| P29 | **（２）作成要領**<br>②　提案書の提出方法<br>ウ　その他<br>(ｱ)　次の様式は、紙媒体のほかＣＤ－Ｒ等でも提出すること。提出は設計図書を除き様式毎に指定された Microsoft word（原則 10.5 ポイント活字）若しくは Excel とし、設計図書については pdf とする。<br>・県営住宅整備等事業計画提案書 | **（２）作成要領**<br>②　提案書の提出方法<br>ウ　その他<br>(ｱ)　次の様式は、紙媒体のほかＣＤ－Ｒ等でも提出すること。提出は設計図書を除き様式毎に指定された Microsoft word（原則 10.5 ポイント活字）若しくは Excel（バージョンは 2003 までとし、2007 以降は使用しないこと。）とし、設計図書については pdf とする。<br>・県営住宅整備等事業計画提案書 |

◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

| 箇所 | 変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表） | 変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表） |
| --- | --- | --- |
| | ・県営住宅設計業務提案書<br>・県営住宅建設業務提案書<br>・県営住宅移転支援業務提案書<br>・県営住宅維持管理業務提案書<br>・福祉施設等事業及び付帯事業提案書<br>・県内経済配慮提案書<br>・基礎審査書類<br>・事業提案書の概要 | ・県営住宅設計業務提案書<br>・県営住宅建設業務提案書<br>・県営住宅移転支援業務提案書<br>・県営住宅維持管理業務提案書<br>・福祉施設等事業及び付帯事業提案書<br>・県内経済配慮提案書<br>・事業の先進性、モデル性及び総合性提案書<br>・基礎審査書類<br>・事業提案書の概要 |